

民間福祉団体等が行う地域福祉活動振興基金（内藤基金）助成要綱

（目的）

第1条 高島市出身の内藤文五郎氏の篤志により創設したこの基金は、滋賀県内の民間福祉団体等が取り組む福祉教育（学習）や調査・研究事業に助成し、本県の社会福祉の向上に資することを目的とする。

（助成対象先）

第2条 この基金の助成対象は、社会福祉法人、特定非営利活動法人、学校ならびにグループとする。

（助成対象事業）

第3条 助成対象とする事業は次の各号に掲げる事業とする。ただし、原則として国、地方公共団体等からの補助、または、他の民間助成団体からの助成を受けるものは除く。

- （1）地域や学校における福祉教育（学習）に関する事業
- （2）福祉の現場における実践的な調査・研究事業

（助成の限度額、期間）

第4条 助成の期間ならびに限度額等については、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）助成限度額は1事業につき、上限100万円とする。
- （2）同一の団体に対する助成期間は3年以内とする。

（申請方法）

第5条 助成を申請しようとする者は、本会会長が別に定める日までに、所定の申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、滋賀県社会福祉協議会へ提出しなければならない。

- （1）申請者の事業・活動の概要
- （2）申請者の規約ならびに役員、構成員の概要
- （3）物品を購入する場合にあっては、見積書または価格が明示された資料
- （4）その他必要と認める書類

（推薦）

第6条 助成を申請しようとする者は、所定の申請書において、第3条第1項第1号に掲げる事業においては、申請者の存する市町社会福祉協議会会長の、同条同項第2号に掲げる事業においては、申請者の代表あるいは責任者の推薦を受けなければならない。

（審査、決定通知）

第7条 運営委員会において審査のうえ、本会会長が決定し、通知するものとする。

(交付)

第8条 助成金は、助成決定を受けた者の請求に基づき、概算払いで交付するものとする。

(滋賀県社会福祉学会における報告)

第9条 第3条第1項第2号の事業に対して助成を受けた者は、事業が完了する当該年度またはその翌年度に開催される、滋賀県社会福祉学会において当該調査・研究にかかる報告を行わなければならない。

(事業の報告)

第10条 助成事業終了後1ヶ月以内に、当該事業にかかわる収支決算書および事業実績報告書を提出しなければならない。ただし、事業実施期間が複数年にわたる場合は、毎年度、4月30日までに当該事業にかかわる収支決算書および事業実績報告書を提出するものとする。

(助成の取消、助成金の返還請求)

第11条 本会会長は、助成事業の遂行が不可能だと認められるとき、あるいは第8条に規定する滋賀県社会福祉学会において報告できないときは、助成を取り消すことができる。また、助成金はその目的外に使用されたときや事業費が大きく減額したときは、助成金の返還を求めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、本会会長が別に定める。

付 則 1. この要綱は、昭和61年4月1日から実施する。

付 則 1. この要綱は、平成6年4月1日から実施する。

付 則 1. この要綱は、平成11年4月14日から実施する。

付 則 1. この要綱は、平成14年6月6日から実施する。

付 則 1. この要綱は、平成15年2月25日から実施する。

付 則 1. この要綱は、平成19年4月25日から実施する。

付 則 1. この要綱は、平成28年5月10日から実施する。